

令和 7 年度「『ラーメン県そば王国』フェスタ in やまがた」企画運営業務委託
基本仕様書

1 業務委託名 令和 7 年度「『ラーメン県そば王国』フェスタ in やまがた」企画運営業務

2 委託期間 契約締結の日から令和 8 年 1 月 30 日まで

3 業務の目的

山形県を代表する食文化かつ重要な観光資源である地域毎・季節毎に特色のあるラーメン・そばを活用した観光 PR の一環として、県内のラーメン・そば店舗が一堂に会す食のイベント実施を通じて、本県のラーメン・そばの魅力を広く情報発信するとともに、本県への観光誘客及び周遊の促進を図る。

4 イベントの概要

(1) イベント名称

「ラーメン県そば王国」フェスタ in やまがた

(2) 会場

山形県総合文化芸術館（やまぎん県民ホール）イベント広場（A－1、A－2、B）
（所在地：山形市双葉町 1－2－38）

※イベント広場の使用イメージは、別紙のとおり。

(3) 日時

- ・会場準備・設営 令和 7 年 10 月 31 日（金）午前 9 時から午後 9 時まで
- ・イベント実施 令和 7 年 11 月 1 日（土）午前 10 時から午後 4 時まで
- ・撤収予備日 令和 7 年 11 月 2 日（日）

※上記日時に係る会場使用の仮申請は、県において実施済。

※令和 7 年 11 月 1 日（土）については、ピロティ A・B の使用も仮申請済。

※排水処理に係る作業等、上記日程で業者対応が困難な場合は、令和 7 年 11 月 3 日（月・祝）も予備日に含める。ただし、当該日はイベント広場 A－1 のみ使用可能であるため注意すること。

(4) 来場者数想定

5,000 名

5 業務内容

(1) イベントの開催

① ラーメン及びそばの販売

会場内に県内 4 地域の特色あるラーメン及びそばの出展・販売を行うエリアを設ける。

ア) 出展者の募集及び取りまとめ

- ・発注者と連携して、本イベントでのラーメン及びそばの出展者の募集及び取りまとめを行う。
- ・出展者数は8～10店舗程度を見込むこと。なお、会場全体の統一感を演出するため、全てブースでの出展とすることが望ましいが、キッチンカーでの出展も認める。
- ・ラーメンについては、県内の特色あるラーメンをPRするため、可能な限り県内4地域それぞれからの出展者を見込むこと。
- ・そばについては、いわゆる「ざるそば」及び「冷たい肉そば」を提供する出展者をそれぞれ1者見込むこと。
- ・販売品目及び販売価格は出展者が決定するが、来場者が複数店舗のラーメン及びそばを食べ比べできるように、販売品目1杯当たりの量や販売価格について、各店舗と調整して平準化を図る等工夫すること。なお、来場者数や販売杯数の増加につながる効果的な企画について提案することを妨げない。

イ) 会場設営及び撤去

- ・ブースやキッチンカーにより8～10店舗程度が販売できるよう、これに係る設備や備品を整備する。
- ・ブースでの販売については、1ブース当たり2間×3間のテント張りで、ブース毎に店名プレートを設置するとともに、山形市保健所から食品衛生法上の食品営業許可が得られるよう、給排水設備やシンク、ガス等の設備を整備する。特に、会場内に常設されている水道設備の水圧が一般家庭の水道と同程度であることに留意すること。
- ・ざるそばの提供が可能となるよう、給排水設備の配管等を考慮するとともに、茹で・締め（冷やし）作業後のお湯・水により排水管が詰まらないよう対策を講じること。

② その他飲食物の販売

会場内に、水・ソフトドリンク、県産酒並びに山形県産フルーツをはじめとする山形県の特産品（飲食物）（以下、「その他飲食物」と言う。）の販売を行うブースを設ける。

ア) 出展者の募集及び取りまとめ

- ・発注者と連携して、本イベントでのその他飲食物販売ブースの出展者の募集及び取りまとめを行う。
- ・出展者には、水・ソフトドリンクを販売する者、県産酒を販売する者、乾麺をはじめとする麺製品を販売する者、及び山形県産フルーツまたはその加工品を販売する者をそれぞれ1者以上含むこと。
- ・販売品目は出展者が決定するが、来場者数や販売数の増加につながる効果的な企画について提案することを妨げない。なお、その企画内容については発注者と協議の上決定すること。

イ) 会場設営及び撤去

- ・ブースの数は8～10程度とし、出展者の数に応じた大きさのテントを設置すると

もに、ブース毎に店名プレートを設置する。

ウ) その他

- ・出展者の募集にあたっては、本イベントのメインがあくまでラーメン・そばの販売・PR であることや、ラーメン・そばとの相性等を考慮すること。募集内容については発注者と協議の上決定すること。

③ ラーメン・そば及び観光 PR 企画の実施

会場内にステージ又は大型のブースを設け、山形県のラーメン・そば及び観光の 프로모ーションを目的とし、イベント来場者を楽しませる PR 企画を実施する。

- ・各企画の実施に向けて、発注者と連携しながら必要に応じて山形県麺類飲食生活衛生同業組合をはじめとする関係事業者との調整を行うこと。
- ・企画内容に調理行程を含む場合は、保健衛生上の問題が発生しないよう確認するとともに、必要な届出等の手続きを行うこと。
- ・なお、可能な限り、山形県で運営する LINE 公式アカウント「ラーメン県そば王国やまがたサポーターズクラブ」の友だち数の増加や、県内市町村のラーメン・そば関係の取組みの周知、山形県麺類飲食生活衛生同業組合との連携に資する企画内容となるよう留意すること。

④ 県産フルーツ PR 企画の実施

令和7年度が山形県にさくらんぼや西洋なし等の果樹の苗木が導入されてから150周年の節目の年「やまがたフルーツ150周年」であることに関連し、③のステージ又はブースにおいて、山形県産フルーツのPR企画も併せて実施する。

- ・各企画の実施に向けて、発注者と連携しながら、必要に応じて山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会をはじめとする関係事業者との調整を行うこと。
- ・企画の実施にあたっては、やまがた観光キャンペーン推進協議会が実施する「やまがたフルーツPR隊『YFP150(仮)』」の活動に協力している大学生・高校生の一部(6名程度)も参加させ、イベント来場者を楽しませる内容とすること。

⑤ 観光 PR ブースの設置

発注者が観光 PR 活動を行うためのブースを設置する。

- ・2間×3間のテント張りのブースとすること。また、テント前方にブース名のプレートを設置するとともに、内部にテーブル(180cm×45cm)及び椅子を各4つ設けること。

⑥ ①～⑤のブースに係る備品の調達

- ・各ブースに必要な備品を調達する。(※必要な備品は下表のとおり想定しているが、必要に応じて他の備品も調達すること。)
- ・ラーメン及びそば販売ブースについては、山形市保健所から食品衛生法上の食品営業許可が得られるよう、必要に応じて下表以外の備品を調達する。なお、食品営業許

可の申請手続きは各出展者で行うこととする。

ブース区分	1ブース当たりで必要な備品（想定）
ラーメン及びそば販売ブース	テーブル（180cm×45cm）
	椅子
	コンクリートブロック（コンロ用等）
	3連（3重）コンロ
	シンク
	電源ドラム
その他飲食物販売ブース	テーブル（180cm×45cm）
	椅子
	電源ドラム

⑦ 飲食スペースの設営

- ・会場内にテーブルを設置し、飲食スペースを概ね 200 人分確保する。
- ・雨天対応できるよう、テントも併せて設置する。

⑧ 音響設備の設置

- ・会場での全体連絡や BGM の放送に係る音響設備を設置する。併せて、BGM の音源も準備すること。

⑨ その他

- ・イベント来場者や通行人が全体的な出展内容を把握できるよう、出展内容がまとめられた看板を設置する。
- ・通行人が会場外あるいは JR 山形駅東西自由通路から会場を見た際に、何のイベントが開催されているのか認識できるような工夫を講じること。なお、その際は、県が提供する「ラーメン県そば王国やまがた」ロゴマーク入りののぼり旗を活用しても差し支えない。
- ・ごみ捨て場を設置し、ラーメン・そばの食べ残しも含め、適切にごみの収集、分別及び処理を行う。
- ・会場内で出る汚水の処理として、グリストラップ等を設置した上で、シンクと排水設備を管で直接接続して会場内の排水設備へ汚水を流す。なお、左記対応が困難な場合は、排水タンクを設置する等して処理すること。
- ・会場設営は、令和 7 年 10 月 31 日（金）午前 9 時から午後 9 時までの間で行う。
- ・会場撤去は、原則として令和 7 年 11 月 1 日（土）午後 4 時から午後 9 時までの間で行うが、やむを得ず左記期間内に完了しない場合は、翌日の 11 月 2 日（日）午前 9 時から午後 5 時までの間に作業する。また、排水処理に係る作業については、業者対応が困難な場合は、翌々日の令和 7 年 11 月 3 日（月・祝）午前 9 時から午後 5 時までの間に作業する。
- ・会場の本申込み手続き（イベント広場トイレを含む。）及び会場の各施設並びに水道・

電気使用料の支払は、受注者が行う。なお、委託費用の積算にあたっては左記使用料を見込むこと。

⑩ 会場レイアウト図等の作成

- ・上記①から⑨までの内容を踏まえ、会場のレイアウト図を作成する。なお、レイアウト図の中には、各ブース、飲食スペース等のイメージ図を含む。
- ・なお、企画提案の際に、会場内の水道設備や周辺の汚水栓の状況を踏まえた、ラーメン及びそば販売ブースの給排水設備の対応計画を盛り込み、茹で汁の処理をはじめとした給排水対応に係る考えを示すこと。

(2) 会場運営等

イベントの開催準備及び全体運営を行う。

① 警備・スタッフ配置

- ・想定する来場者数に対応できる警備、会場整理及び来場者の食事場所に係る計画を作成し、必要な人員を配置する。
- ・会場設営後からイベント開始まで、夜間警備員を配置する。
- ・他の来場者の通行に支障が生じる程度まで混雑しているブースが発生した場合、行列を整理し、他の来場者の動線を確保する。

② 音響操作

- ・会場に設置した音響設備の操作を行う。なお、主な用途は全体連絡、会場内 BGM の放送及びラーメン・そば等 PR ステージ（大型ブース）での対応であることに留意すること。

③ 清掃

- ・適宜、会場内（特に飲食スペース）の清掃を行う。

④ マニュアルの作成

- ・会場レイアウトやタイムスケジュール、各ブースの概要、急病者等対応、当日の運営体制等をまとめた会場運営に係るマニュアルを作成する。
- ・イベント当日の天候不良又は災害発生により、イベントを中止する場合の詳細な中止基準及びオペレーションについて、基本的な考え方を提案し、具体的な内容をマニュアルに盛り込む。

⑤ 消防計画の作成

- ・会場内で火器やガス等が使用されることを想定し、消防計画を作成する。

⑥ 説明会の実施

- ・ラーメン・そば出展者、その他飲食物販売ブースの出展者に対して、事前説明会を実施する。なお、発注者との協議により、出展者に対して必要な資料の配布のみで足りると判断した場合は、この限りではない。

⑦ その他

- ・法令等に基づき、以下の許認可等の申請及び届出等を行う。ただし、食品衛生法上の食品営業許可申請、及び期限付酒類小売業免許の届出（申請）は、各出展者で行うこととする。
 - i) 火気使用器具等の使用に伴う、露店等の開設届出（管内の消防署）
 - ii) 会場の排水設備を利用した排水（汚水）処理の事前相談及び許可申請（山形市上下水道部業務課）
 - iii) （※必要に応じて、）道路上への案内看板設置に伴う、道路占有許可申請（村山総合支庁建設部建設総務課もしくは山形市都市整備部道路維持課）
 - iv) （※必要に応じて、）来場者の移動に伴い周辺道路の混雑が予想され、交通規制や誘導員の配置が必要となる場合の、管内の警察署への事前相談及び許可申請
 - v) その他、必要な許認可等の申請及び届出等

（３）広報・PR

① イベントガイド及びチラシの作成・配布

- ・本イベントの概要や会場マップ、出展者紹介等の情報をまとめたイベントガイド 4,000 部程度をデザイン・作成すること。作成したイベントガイドは、イベント前日までに各所で事前配布するほか、当日会場内で来場者に配布する。なお、前日までの各所への配布は発注者が行うこととするが、事前配布分と当日分の内訳は発注者と協議の上決定すること。
- ・各所への事前配布用として、本イベントの概要やラーメン・そば出展者の紹介を主とした A4 サイズのチラシを 2,000 部程度作成し、納品すること。なお、配布対応は発注者が行うこととする。
- ・イベントガイド及びチラシの電子データは、ホームページへの掲載や発注者が増刷する場合があるため、発注者へ電子データを提供すること。

② 各種媒体・SNS での広報

- ・マスメディアをはじめとする各種媒体や SNS を活用した県内及び県外における効果的な広報を提案し、発注者と協議のうえ実施すること。なお、提案の際は、その媒体による広報ターゲット及び効果的であるとする理由を明示すること。

（４）アンケートの実施及び来場者数等の取りまとめ

- ・発注者と協議・役割分担の上、来場者に対してアンケートを実施するとともに、イベント終了後、来場者数及びアンケート結果を取りまとめる。
- ・また、出展者の実績（出展者毎の売上げ、提供杯数等。詳細は発注者と協議のこと。）について発注者に報告すること。ただし、契約期間中に受注者を經由して報告することが困難な場合は、各出展者から発注者に直接報告することでも差し支えない。この場合は、受注者が責任をもって報告方法や期限・報告先について各出展者に説明すること。

6 工程管理

イベント実施までのスケジュールを提案すること。

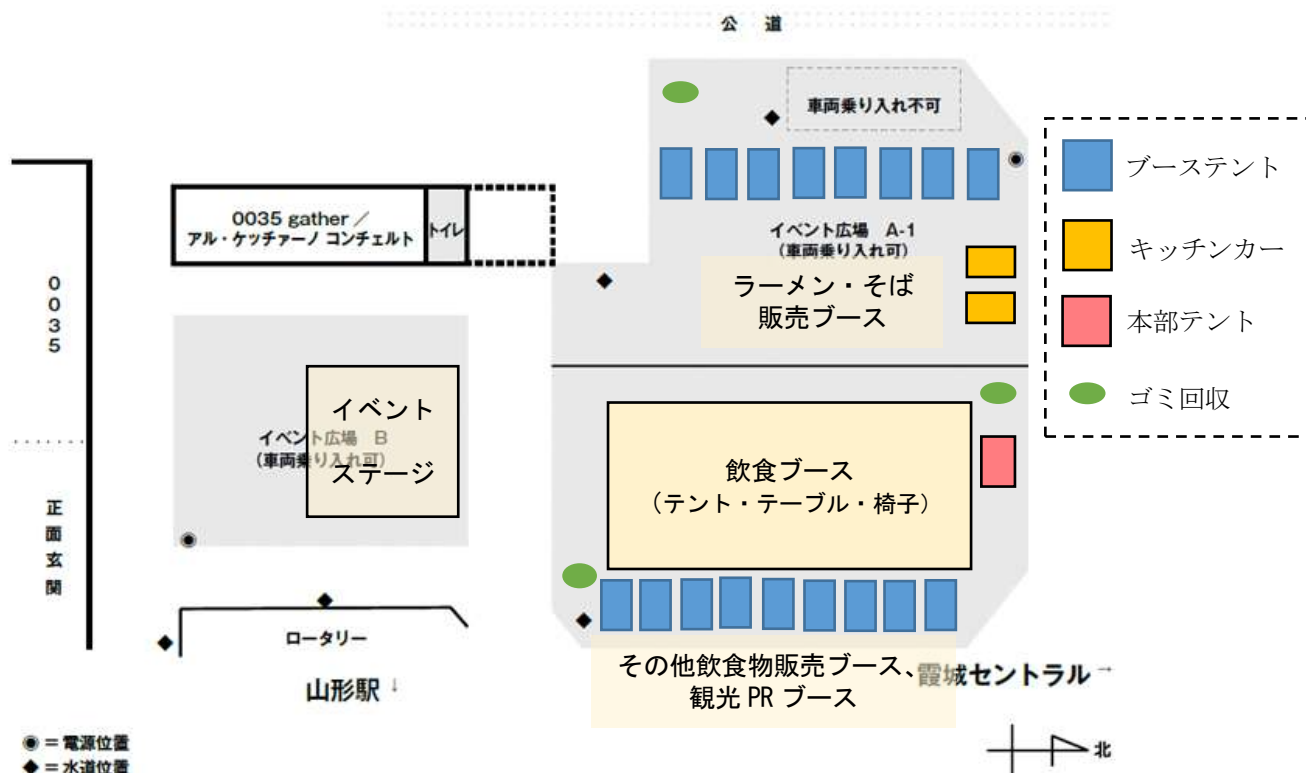
7 成果品の提出

上記5の業務内容について、実施報告書を作成し提出すること。

8 委託業務遂行にあたっての留意事項

- (1) 受注者は受託契約に基づき、常に発注者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) イベントガイドのデザインや会場レイアウト等については、発注者の確認を得てから校了すること。
- (3) この業務に関わる必要経費は原則受注者の負担とし、委託費の範囲内で実施すること。
- (4) 実施にあたり、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。

「ラーメン県そば王国」フェスタ in やまがた 会場使用イメージ ※



※あくまでイメージ図であるため、これによらず、適切・効果的と考えられる各ブース等の企画・配置とすること。